

2026年4月13日

取引先 各位

豊通マテリアル株式会社  
代表取締役社長 浅井 繁

## 取引における適切な価格協議についてのご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、豊田通商グループとして、グローバル行動倫理規範を定めており、自らの利益のみを追求するのではなく、多様なステークホルダーの利益も考慮に入れることで、それらステークホルダーからの信頼獲得に努め、取引の適正化を図るよう努めております。

首題の件につきまして、日頃より都度実施をさせていただいておりますが、公正取引委員会から発令された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をはじめ、監督官庁※1より公表されている各種指針に基づき、従来以上に取引先と弊社双方での価格協議が必要と認識しております。

つきましては、サプライチェーン全体での付加価値の向上、共存共栄関係の維持に向けて下記のとおり弊社の取組み方針をお知らせ申し上げます。

※1 監督官庁は公正取引委員会、中小企業庁等を指します。

敬具

記

### 1. 適切な価格協議について

取引価格の設定、改定の際には貴社と協議を実施いたします。貴社より、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇の価格転嫁のご要請があれば協議に応じます。また、当社からも年に1回以上の価格協議の機会をご提案いたします。なお、取引価格の引上げを求められたことを理由として不利益な取扱いはいたしません。

### 2. 価格決定について

取引価格設定、改定は双方の合意をもって決定いたします。貴社にはその合意内容が反映された見積書等のご提出をお願い申し上げます。

以上